

留寿都村債権管理基本方針

平成29年 8月

留 寿 都 村

1 策定の経緯と目的

本村の有する債権には、村税など法律上強制徴収手続が定められている債権と、定められていない債権が存在する。

このうち、強制徴収手続が定められていない債権については、債権の性質が明らかではなかったことなどから、適切な処理ができていないものがある。

しかしながら、本村がその有する債権を適切に管理・回収することは、本村の安定的な財政基盤を確立する上で非常に重要であるばかりでなく、村民負担の公平性にかなうものである。

そのため、本村における債権の適正管理に関する事務処理について統一的なルールを定め、財政の健全化と村民負担の公平性を確保することを目的として、留寿都村債権管理条例（平成 27 年留寿都村条例第 17 号。以下「条例」という。）及び留寿都村債権管理条例施行規則（平成 28 年留寿都村規則第 4 号。以下「規則」という。）を制定したところであるが、その具体的な取組みを推進し、また、全庁的な課題として対応するため、条例及び規則を補完するものとして「留寿都村債権管理基本方針」を策定するものである。

2 現状と課題

(1) 現状

平成 27 年度末における本村の収入未済額（翌年度繰越額を除く。）は一般会計 9,985 千円（内訳：村税が 6,580 千円、村税以外が 3,405 千円）、国保会計 9,844 千円、簡水会計 2,473 千円、公下会計 1,160 千円で、合計 23,462 千円となっている（詳細は下表のとおり）。

債権の区分	債権名	収入未済額（円）
強制徴収債権	村民税	2,063,330
	固定資産税	4,509,994
	軽自動車税	7,200
	国民健康保険税	9,843,697
	公共下水道使用料	1,159,640
非強制徴収債権	（高等学校）寄宿舍給食費	452,253
	村営住宅使用料	2,676,780
	村営住宅駐車場使用料	102,000
	（高等学校）寄宿舍使用料	173,700
	水道使用料	2,473,060
合計		23,461,654

(2) 課題

① 統一された処理基準の設定

債権管理業務に関して、条例及び規則が制定されたものの、村全体の統一された処理基準が必要である。

② 専門的知識の蓄積とノウハウの体系化

債権所管課の多くは、行政サービスの提供を主な業務としていることから、債権管理業務に関してはやや不慣れな面が見受けられる。そのため、専門的な知識の蓄積やノウハウの体系化が必要である。

3 基本方針

債権の管理に当たっては、次の方針に従い、適正な管理に努めるものとする。

(1) 法令順守

債権の管理は、法令等に基づき適正に行うものとする。

(2) 厳正かつ毅然とした姿勢

行政の公平性及び公正性を確保し、村民の信頼に應えるため、未収金の回収に厳正かつ毅然とした姿勢で対応するものとする。特に、納付能力があるにもかかわらず納付しない場合には、法的措置等の対応の強化を図るものとする。

(3) 合理的かつ効率的な処理

債権の管理に関する事務は、債権の性質や状況、回収に係るコストを勘案し、最も村民の利益に適合するように処理しなければならない。

4 具体的な取組み

(1) 滞納の未然防止

債権の発生に際しては、制度の説明や十分な審査を行い、納期や納付方法を周知することにより、納期内納付の推進を図る。

(2) 滞納が発生した際の速やかな対応

① 督促状の送付

納期限を過ぎた場合には、条例及び規則の規定に基づき督促などを行い、長期滞納になる前に適切に対応することで、滞納額及び滞納者数の削減に努める。

② 早期催告と納付相談の実施

督促状の送付後も自主納付されない場合には、速やかに催告書の送付や電話催告を行うとともに、納付相談にも応じ、早期回収に努める。

③ 延滞金（遅延損害金）の徴収

条例に基づき、適正に徴収する。

④ 管理台帳の整理

督促状や催告書の送付、滞納者との折衝記録は、債権回収の際には重要な資料

となるため、管理台帳（書面又は電磁的記録による）を整備するとともに、必要に応じて督促状や催告書の写しを保管するなど、証拠の保全に努める。

（3）未収債権の回収

① 納付資力の把握

督促や催告、納付相談にも応じない滞納者に対しては、滞納に至った原因や生活状況、資産状況の把握を行い、資力に応じた回収方法を検討する。

なお、条例第2条第2号に規定する非強制徴収債権に係る滞納者について資産状況等を把握するにあたっては、村が滞納者本人の個人情報収集・利用することについて本人の同意を得なければならないので留意すること。

② 時効の中断

生活困窮等により早期の納付が困難な場合には、分割納付誓約書等の徴収により、債務者から債務の承認を得て時効の中断を図るとともに、その後の分割納付の確実な履行を促す。

③ 徴収の猶予

資力がない場合など、直ちに回収することが困難である場合は、条例第14条に規定する徴収停止及び条例第15条に規定する履行延期の特約等により、徴収猶予の措置を適正に行う。

④ 滞納処分等の法的手続

資力を有するにも関わらず、特段の理由なく納付を怠り続ける者に対しては、条例第2条第1号に規定する強制徴収債権については滞納処分（差押え等）を、条例第2条第2号に規定する非強制徴収債権については、裁判所による回収手続（支払督促等）などの法的措置を実施し、債権の回収を図る。

（4）債権の整理

① 債権の放棄

あらゆる努力を行ってもなお回収できない債権について、条例第17条各号のいずれかに該当する場合は、債権放棄の手続きを行う。

② 不納欠損

時効期間の満了や債権の放棄等により債権が消滅した際には、適正に不納欠損処理を行う。

5 全庁的な取組みの推進

債権の発生から回収に至るまでの取扱いについて統一的な基準となる債権管理マニュアルを策定し、全庁的にその適正な運用を推進する。

6 個人情報の保護

債権管理は、村民の個人情報そのものを取り扱う業務であることから、滞納者の資

産状況等の把握や各債権間の情報共有にあっては、関係法令及び留寿都村個人情報保護条例（平成 16 年留寿都村条例第 17 号）等に十分留意する必要がある。